

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注三十四の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第五百七号（構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定は、これを加える。

改正後

改正前

〔1 略〕

〔1 同左〕

2 特定小電力無線局

2 特定小電力無線局

周波数	指定周波数帯
〔略〕	
60.5GHz	60.0GHzから61.0GHzまで（注1）
61.5GHz	57.0GHzから64.0GHzまで（注2）
76.5GHz	57.0GHzから66.0GHzまで（注2）
	76.0GHzから77.0GHzまで
〔略〕	

周波数	指定周波数帯
〔同左〕	
60.5GHz	60.0GHzから61.0GHzまで
76.5GHz	76.0GHzから77.0GHzまで
〔同左〕	

注1 設備規則第四十九条の十四第十四号に規定する特定小電力無線局に限る。

〔新設〕

2 設備規則第四十九条の十四第十四号に規定する特定小電力無線局を除く。

〔新設〕

〔3～6 略〕

〔3～6 同左〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。